

第2章 税制改正等のお知らせ

令和7年度の主な税制改正について

◆ 個人の市県民税

物価上昇時の税負担及び就業調整への対応、いわゆる103万円の壁対応として、個人の市県民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案され、以下の3項目が見直されました。(令和8年度課税から適用)

なお、今回の改正により、所得税については基礎控除の特例が創設されましたが、市県民税の基礎控除については従来どおり変更ありません。

○ 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が、65万円(改正前:55万円)に引上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超~180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万超~190万円以下		収入金額×30%＋8万円

※ 給与の収入金額 190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

○ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族等に係る所得要件が、所得税と同様の対応として、10万円引上げられました。

所得要件	改正後	改正前
配偶者控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
扶養控除の対象となる扶養親族の前年の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親控除の対象となる子の前年の総所得金額等の合計額	58万円以下	48万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額	85万円以下	75万円以下

○ 大学生年代の子等に関する特別控除「特定親族特別控除」の創設

扶養親族の合計所得金額が58万円を超えると扶養控除による控除ができなくなりますが、19歳以上23歳未満の同一生計の親族等がいる場合において、その親族等の合計所得金額が123万円以下であるときは、当該控除を適用することができます。

控除額は、配偶者特別控除(P23)と同様、所得に応じて逡減・消失する仕組みとなっています。

給与の収入金額のみの場合	親族等の合計所得金額	控除額
123万円超～160万円以下	58万円超～95万円以下	45万円
160万円超～165万円以下	95万円超～100万円以下	41万円
165万円超～170万円以下	100万円超～105万円以下	31万円
170万円超～175万円以下	105万円超～110万円以下	21万円
175万円超～180万円以下	110万円超～115万円以下	11万円
180万円超～185万円以下	115万円超～120万円以下	6万円
185万円超～188万円以下	120万円超～123万円以下	3万円
188万円超～	123万円超	—

◆ 固定資産税・都市計画税

○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の延長等 (令和7年度課税から適用)

大規模修繕工事完了の期限が令和9年3月31日までに延長されました。

また、要件に該当する場合、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があれば、区分所有者からの申告が不要になりました。

○生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長(令和7年度課税から適用)

中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げることとされました。

賃上げ率が1.5%以上の場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減し、賃上げ率が3%以上の場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減します。

◆ 軽自動車税(種別割)

○二輪車の車両区分の見直し(令和7年度課税から適用)

現行の50cc原付バイクについては、令和7年11月から始まる新たな排ガス規制によりメーカーの生産・販売の継続が難しくなるため、それに代わる新たな原動機付自転車として、「新基準原付」が創設されました。新基準原付の詳細は下記のとおり。

車両区分

総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW(50cc 相当)以下のもの

税率

年額 2,000 円(50cc以下の原付バイクと同額)

標識

白色(50cc以下の原付バイクと同じ)

◆ 市たばこ税

○ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこと紙巻たばこの間における、税負担の格差を解消するため、加熱式たばこの課税方式が見直されました。当面の間、加熱式たばこの課税標準として用いられる、売渡し等に係る製造たばこの本数を、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方法とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みに変わります。

激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で実施されます。

新換算方法

- ・紙その他類するもので巻いた加熱式たばこ(スティック型) 0.35g=紙巻たばこ1本
- ・上記以外の加熱式たばこ(スティック型以外) 0.2g=紙巻たばこ1本
- ※ 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算⇒最低課税の導入

令和7年度に適用される主な税制改正について

◆ 個人の市県民税

○ 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度個人市県民税の定額減税が実施されましたが、以下の人については、令和7年度個人市県民税の定額減税の対象になります。

令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、市県民税所得割が課税される人のうち、同一生計配偶者(※1)がいる人について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分の定額減税額(1万円(内、市民税6千円、県民税4千円))が控除されます。

(※1) 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人

(※) 定額減税は、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

(※) ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前(調整控除後)の額です。

同一生計配偶者 (合計所得金額が48万円以下)	納税義務者の 合計所得金額	定額減税の対象年度 (合計所得金額1,805万円以下の納税義務者が対象)
控除対象配偶者	1,000万円以下	令和6年度
控除対象配偶者以外	1,000万円超	令和7年度

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

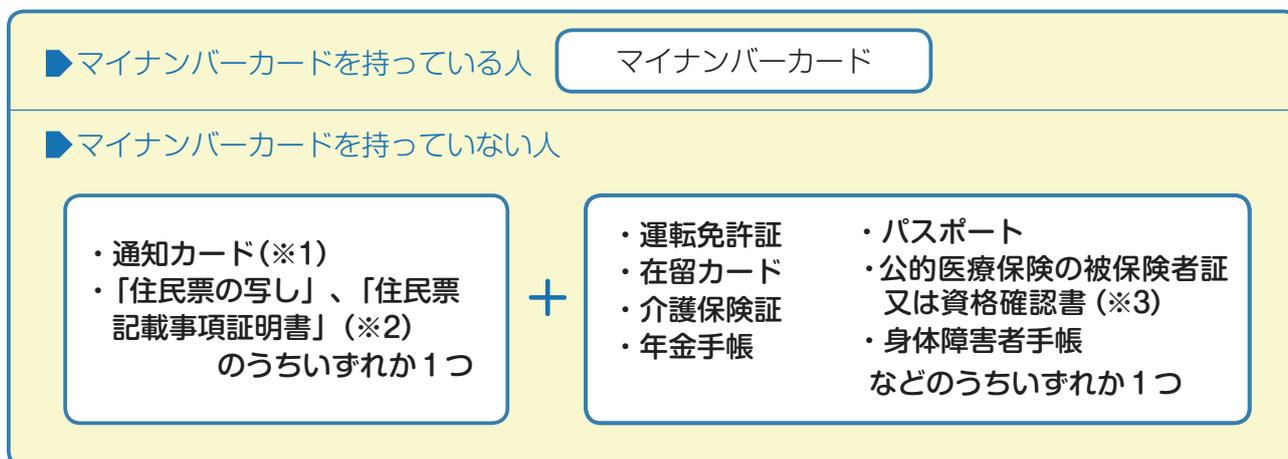
社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されています。

申告書などの税務関係書類を提出する場合は、個人番号や法人番号の記載が必要となります。

◆ マイナンバー利用事務における本人確認

マイナンバー利用事務において、本人確認（正しい個人番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認））を徹底しています。これは、なりすましの防止として、マイナンバーが間違っていないかを確認、申請者が本人であるかを確認するための重要な作業ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバー利用事務について申請書等を提出する際には、下図を参考にいただき、必要書類をお持ちください。



(※1) 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

(※2) マイナンバーの記載があるものに限りです。

(※3) 郵送で提出の場合は、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆ マイナンバー等の記載が必要な主な税務関係書類

窓口でマイナンバーまたは法人番号の記載が必要となる主な税務関係書類は次のとおりです。

マイナンバーを記入する申請書等の提出の際には、本人確認が必要となりますので、マイナンバーカード等上記の必要書類をお持ちください。

なお、代理人が申請書等を提出する際は、代理人の身分証明書や委任状等も必要となります。

窓口担当課	事 務	マイナンバー等の記載が必要な 主な税務関係書類
市民税課	個人市県民税・森林環境税事務	市県民税・森林環境税申告書
	法人市民税事務	法人市民税申告書
	軽自動車税事務	軽自動車税減免申請書
資産税課	固定資産税事務（償却資産）	償却資産申告書

